

メディア批評の役割

ジャーナリズム ウオッチ

山田健太



国会や市民集会の場で、メディアに偏向や捏造があるとする批判があふれている。特定の新聞などをたたくことを目的としたものだが、批評活動は本来、将来への希望が見えるものでなくてはならない。

映画、演劇、音楽、放送の分野には評論家が業として存在し、出版にも書評という作法が確立している。それに比べて定期刊行物の雑誌・新聞批評は、伝統的に各紙に掲載される紙面批評に見られるように、専門分野の

有識者による評論が通例だ。戦前から続く「文芸春秋」など総合出版系雑誌による新聞評は、どちらかといえば「読み物」としての性格をまとうている。

現場に根差した批評としては、過去にはジャーナリストの原寿雄氏の「デスク日記」などが存在した。現在も岩波書店の「世界」や日本ジャーナリスト会議(JJC)の「ジャーナリスト」に継続的な検証欄があるほか、新聞業界誌である「Journalism」や「新聞研究」に関連論評が掲載されている。また、本紙の「開かれた新聞委員会」のような第三者による紙面検証組織が全国の約30紙に存在する。

新聞批評の特性の一つは、言

論報道活動であるジャーナリズムの観点からのものであることだ。民主主義の維持装置として、権力に偏在しがちな情報をまじりと市民に提供し、最善の社会選択を可能とする言論公共空間を形成する責務への評価が問われなくてはならない。しかし日本では、学問領域としてのジャーナリズム研究が不足しているとともに、公権力にも市民にもジャーナリズムの社会的役割についての理解がまだ十分でない。それがジャーナリズム批評の弱さにつながっていないか。さらにネット社会が新たな課題をもたらしている。「1億総居住地のよい空間に身を置いて自らと主張を異にする者を頭で

なしに全否定する事態が深刻化している。本来は、こうした溝を埋める役割を担うべきメディア自身が、溝を広げることに加担している現実がある。だからこそ、議論を抽象的なものではなく、冷静かつ具体的な方向に導き、報道を軌道修正する道筋を示す批評が大切だ。

また批評は、体系的な専門知見を提供する一方、研究理論と報道現場との結節点の役割を担うことが必要だ。その作業は、学術的にも実践的にも説得力を持つものであってはじめて、市民社会に広く受け入れられることになる。勤務先大学に来年、国内初の「ジャーナリズム学科」が開設される。研究・教育を一層充実させることにより、ジャーナリズムを鍛えることにつなげていきたい。

(専修大教授・言論法)

今回で終わります

希望への具体的な道筋示せ

■下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の選別基準(2017年2月17日付の最終裁事務連絡から抜粋、要約)

- <原則>
- 判決言い渡し日の翌々日までに、朝日毎日、読売、日経のうち2紙(地域版を除く)に判決が掲載された事件を掲載する。これ以外でも広く情報提供することがふさわしいと特に認められる判決を掲載することもできる。
 - <刑事事件>
 - 原則に該当する場合であっても、以下判決は例外的に掲載しない。
 - ア 裁判所が非公開とした事件
 - イ 性犯罪(起訴罪名が性犯罪ではないとしても、実質的に性犯罪と同視できる事を含む)、犯行態様が凄惨な殺人事件など、公開することにより被害者・遺族との関係者に大きな精神的被害を与えおそれがある事件
 - ウ 少年の刑事事件
 - エ 名誉毀損罪など、判決の公開により再び被害を生じさせるおそれがある事件
 - オ その他、ア～エに準ずる事件

下級裁判例
63件中1～10件を表示

下級裁判例	平成27(ワ)155 平成30年2月20日	損害 債権
下級裁判例	平成26(行ウ)16 平成30年2月14日	群馬 前
下級裁判例	平成29(ウ)714 平成30年2月13日	相続 大
下級裁判例	平成29(行ケ)1 平成30年2月6日	選挙 札
下級裁判例	平成29(ワ)63 平成30年2月5日	殺人 奈

状況だった。被害者の尊厳に対する配慮がなく、軽視しているように感じた。遺族は公判中、むごい犯行状況を耳にするうえ、被告や弁護人の主張に反論することもできず、ただじっと我慢している。なぜ公判以外でもこのような思いをしなければいけないのか。すぐに謝罪してもらえば、処分の要望書を出すこともなかった。

「誤掲載」についてネット上で議論になっていることをどう思います

政府

市民団体が内部機密費)の関連訴訟で、最高裁開示を認める判決。政府は40日以上、文書を開示して、訟確定後の文書開示を認めない。公開訴訟の判決請求に対する文書で、すみやかに応の遅い政府を批判。大阪市の市民「ブズマン」は、何が分かる文書の最高裁は1月19日の判断で使う費用の文書の一部開示を求め、原告代理人の